

損害賠償の額の決定及び和解に係る意見の代決について

損害賠償の額の決定及び和解に係る知事の専決処分に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく意見を教育長代決しましたので、別紙資料に基づき報告し、承認を求めます。

平成27年1月21日

財 務 施 設 課

損害賠償の額の決定及び和解に係る意見の代決について

1 代決した事項

天白高等学校で発生した倒木事故による損害賠償の額の決定及び和解についての意見

2 意見の内容

別紙のとおり

3 教育長代決とした理由

天白高等学校敷地内で発生した倒木事故については、平成 26 年 12 月 22 日に開催された賠償責任等審査会において、県に賠償責任があり、被害者に損害賠償金を支払うことが適当であると認められた。

賠償責任等審査会の結果をうけて、知事は地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分を行うにあたり、教育委員会関係の事案であるため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により教育委員会の意見を聞く必要があるが、被害者と速やかに和解し賠償金を支払うため、知事専決日及び示談書締結日が平成 27 年 1 月 20 日と指定され、その日以前に教育委員会会議を招集することが困難であることから、愛知県教育委員会事務決裁規程第 8 条により、教育長が代決したものである。

4 代決年月日

平成 27 年 1 月 7 日

26教財第1008号

平成27年1月7日

愛知県知事 殿

愛知県教育委員会委員長

損害賠償の額の決定及び和解についての意見について

平成26年10月14日に天白高等学校敷地内で発生した倒木事件に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく教育委員会の意見はありません。

天白高等学校敷地内の倒木事故の概要

平成 26 年 10 月 14 日午後 2 時 25 分頃、天白高校本館棟南側にある駐車場と境界フェンスの間（敷地内）の立木が倒れ、駐車場に止めてあった職員 2 名の車に当たり、破損させた。

1 被害情報

被害者	被害状況
教諭 たなかこうし 田中康史	立木が車の上に倒れてきたため、車体の天井部が損傷した。
教諭 やすだよしひさ 安田純久	田中教諭の自動車の天井部に当たった倒木が弾み、安田教諭の自動車の右側面に当たり後部ドアを損傷した。また、飛散した枝により左側後部ドア等も損傷した。

2 倒木の原因

倒れた立木は根元内部が腐食していたため。

3 瑕疵の有無について

学校は、5 月の時点で木が枯死していることを確認しているが、幹が丈夫に見えたため倒れるものと判断できず、9 月 10 日に学校は造園業者とともに当該立木の状態を確認したが、その際にも倒木の可能性を予見できなかった。そのため、他に優先して実施する必要のあった立木の剪定の後に、当該立木の伐採を行うことになったが、造園業者との日程調整がつかず、やむを得ず延期している状態であった。

また、当該立木の状態については、生徒及び教職員に周知しておらず、柵で仕切って近寄らないようにするなどの対策もとられていなかったため、学校側が駐車場の安全性の確保ができていたとは言いがたく、通常有する安全性を欠いていた。

4 被害者の過失について

学校から見て、当該立木は外見上幹がしっかりしているように見えていたこと、また、学校が造園業者とともに当該立木の状態を確認した際にも倒れるものとは判断できなかったものであるため、被害者が立木の外見から倒木の危険性を予見することは不可能であった。

職員用駐車場は管理者から指定された場所であり、被害者は 1 台ずつ線で区切られた駐車スペースの枠内に駐車していた。なお、天白高校は耐震工事中であり職員駐車場に余裕は無く先着順に駐車しており、毎日同じ位置に駐車しているわけではなかった。

事故発生時刻は勤務時間中であり、突然の倒木に危険回避行動をとることは不可能であった。

以上のことから、本件事故に関する被害者の過失は無いものと考えられる。

5 賠償責任等審査会の審査結果

- ・本件事故については、県に賠償責任がある。
- ・損害賠償金として、田中康史に284,514円、安田純久に203,000円の計487,514円を支払うことを適当と認める。

6 今後の対応について

- 1月20日 損害賠償の額の決定及び和解について知事専決処分決裁
- 同日 被害者と示談書を締結して和解
- 2月上旬 被害者へ賠償金の支払い
- 2月25日開会予定の2月県議会に知事専決処分の報告